

<大学図書館としての機能>

○大学図書館は、大学設置基準第 36 条を設置根拠とし、同基準第 38 条において「学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を中心に系統的に備えるものとする」と定められており、知的財産の保存を行いながら大学の研究に資することと、学生の教育・学習の支援を行うという 2 つの役割を果たすといえる。

○本学総合情報センター規程(平成 23 年制定)の設置目的は次のように定められている。

「第 2 条 センターは、高知県立大学学則第 60 条第 1 号及び高知短期大学学則第 37 条に定める図書館の管理、運営、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び高知県立大学学則第 60 条第 2 号及び高知短期大学学則第 37 条に定める情報処理施設の管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の図書館資料とは、図書、記録及び視聴覚教材その他教育及び研究に必要な資料をいう。」